

(参考)「講じた措置」の例

概ね改善済み

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県が発行する印刷物の状況) (4) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。 ①【教育公報】 ・予備として保存している在庫約4千部が毎年廃棄処分となっているとともに、ホームページにおいて電子データを提供していることから、配付計画、作成部数等の見直しについて検討されたい。(教育総務課) ②【平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験案内】 ・大学生に対する説明会を平成28年10月から開始していたが、印刷物の配布時期が29年3月であったため、印刷物配布の効果が最大となるよう、作成・配布時期の見直しについて検討されたい。(教職員課) ③【パーソナルカルテ(支援情報引継ぎファイル)】 ・印刷の発注にあたり、仕様書を作成していなかったため、今後、適切な事務処理に努められたい。(特別支援教育課) ④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】 ・生徒自身が主体的に課題解決に取り組んだ状況や成果を周知し、他の学校での同様の取組を促進することを目的としているが、紙媒体での配布のみであったため、ホームページへの掲載等、多様な広報手段について検討されたい。(生徒指導課) ⑤【「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」レシピ集】 ・レシピ集にコンクール受賞作品の写真を掲載していたが、画質が悪く、作品のすばらしさが十分に伝わらないため、画像の品質向上について検討されたい。(保健体育課)
講じた措置
平成29年度 1 実施した取組内容 ①【教育公報】 紙ベースでの配付部数等の見直しを検討し、平成30年度以降については、県公報と同様、紙ベースでの配付部数を最小限にすることとして関係する規程の整備を行うとともに、平成30年度当初予算に反映させました。(教育総務課) ②【平成30年度三重県公立学校 教員採用選考試験案内】 大学生に対する説明会の時期、資料について工夫に努めるとともに、募集・採用の広報にかかる民間の状況も十分留意し、適切な時期の作成、利用に努めました。(教職員課) ③【パーソナルカルテ(支援情報引継ぎファイル)】 本事案発生以降の印刷物の発注については、定められた様式で仕様書を作成することを職員に周知徹底するとともに、複数職員で確認を行いました。(特別支援教育課) ④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】 本年度、当該事業で実施した高校生意見交流会において、高校生がとりまとめた「行動宣言」等については、各県立学校に報告するなどして周知を図りました。また、国からの委託事業で作成している、いじめ防止のための教材にも掲載し、30年4月にホームページで公開することとしています。(生徒指導課) ⑤【「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」レシピ集】 印刷用紙を、再生P P C用紙から上質紙(厚口)に変更しました。(保健体育課) 2 取組の成果 ①【教育公報】 平成30年度以降の発行方法については、紙ベースでの配付を最小限(約20部)として、公表方法をホームページへの掲載を主とすることとし、経費の削減も図ることとしました。(教育総務課) ②【平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験案内】 より多くの学生が本リーフレットを目にすることで、三重県の教員採用に対して関心を持つと考えています。(教職員課) ③【パーソナルカルテ(支援情報引継ぎファイル)】 本事案発生以降の印刷物の発注については定められた様式による仕様書を作成しており、同様の事案は発生していません。(特別支援教育課) ④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】 高校生意見交流会では積極的で有意義な討論が行われ、当日、参加の高校生がとりまとめた「行動宣言」等は、各県立学校に報告するなどして高い評価を得ています。また、参加の高校生からは、本県が制定に向けて取り組んでいる「三重県いじめ防止条例」への意見も募集し、それらの意見も踏まえて取り組んでいます。(生徒指導課) ⑤【「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」レシピ集】 画像の品質が向上し、作品のすばらしさが十分に伝わるレシピ集となりました。(保健体育課)

平成 30 年度以降（取組予定等）

①【教育公報】

紙ベースでの配付を最小限（約 20 部）とし、公表方法をホームページへの掲載を主とすることとします。
(教育総務課)

②【平成 30 年度三重県公立学校教員採用選考試験案内】

大学生に対する説明会の時期、資料について引き続き工夫に努めるとともに、毎年の募集・採用の広報にかかる民間の状況も十分留意し、今後も適切な時期の作成、利用に努めます。
(教職員課)

③【パーソナルカルテ（支援情報引継ぎファイル）】

引き続き、印刷物の発注については、定められた様式による仕様書の作成、複数職員での確認を徹底し、再発防止に努めます。
(特別支援教育課)

④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】

平成 30 年度には、小中学校で推進校を指定し、ソーシャルスキル・トレーニングを通じた、児童生徒の社会性を育成する取組を予定しており、多様な広報手段により、一層効果的な啓発が図れるよう検討していきます。
(生徒指導課)

⑤【「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」レシピ集】

本年度と同様に、印刷用紙には上質紙（厚口）を使用する予定です。
(保健体育課)

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (子どもの発達支援体制の構築と充実)</p> <p>(7) 平成 29 年 6 月に発達支援が必要な障がい児等に対する地域支援の拠点として三重県立子ども心身発達医療センターが開設された。</p> <p>今後、同センターにおいて、こころとからだの発達支援が必要な子どもに対する専門性の高い医療・福祉・教育が連携した支援が行われるとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上が図られるよう取り組まれない。</p> <p>また、発達支援が必要な子ども等に携わる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成や、発達障がい児等に対する早期発見・支援ツール(「CLMと個別の指導計画」)の普及・導入に向けた取組などを一層推進することにより、市町や関係機関等と連携した、途切れない子どもの発達支援体制の構築と充実に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 29 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県では、平成 27 年 3 月に策定した「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」において、「発達支援が必要な子どもへの対応」を重点的な取組に位置付け、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進めながら県全体の総合力の向上に取り組んでいます。</p> <p>また、県民力ビジョン第二次行動計画では、施策の活動指標として「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合を掲げ、取組を進めています。</p> <p>(2) 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、センターのチームによる専門性の高い医療、療育の提供に取り組んでいます。</p> <p>(3) 隣接する三重病院とは、小児的な身体管理が必要な児童は三重病院、小児リハビリや児童精神科医療が必要な児童はセンターと、お互いの専門性を活かした医療を提供する取り組みを進めています。</p> <p>(4) 途切れない発達支援体制の構築にあたり、県では、ア)市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけ、イ)総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援、ウ)発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進の3つを柱に掲げ、さまざまな取組を進めています。</p> <p>(5) 総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援については、子ども心身発達医療センターにおいて市町の職員等を約1年間受け入れ、臨床実習や施設への巡回訪問等の実務研修などにより、専門的な技術の取得を支援し、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として知事の承認を行うとともに、保育所等への巡回指導の実施やフォローの研修会を開催するなど、専門性の確保を図っています。</p> <p>(6) 地域において発達支援にかかる診療機関を把握し、相談機関等に情報提供していくため、医師等を対象とした発達支援にかかる研修会を開催し、地域との連携による支援体制の構築をめざしています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、整形外科だけでなく精神科医や保育士がアセスメントを行うなど、診療科を超えた医師やコメディカルが連携しながらリハビリを進めました。</p> <p>(2) 三重病院との合同医局会の開催、双方の病院での院長回診の実施、また、三重病院小児科によるセンター入院児の回診など、日常的に双方の医師が往来できるような環境づくりに取り組みました。</p> <p>(3) 市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合窓口の設置又は機能の整備への働きかけについては、市町の理解が深まるよう、発達支援業務担当者の意見交換会の開催や、個別市町への訪問等を行いました。</p> <p>(4) 平成 29 年度は、4 市町から 4 名の職員を受け入れ、アドバイザーとして養成しました。また、アドバイザー対象の研修会等を開催し、市町アドバイザーの専門性確保の支援を行いました。</p> <p>(5) 「CLMと個別の指導計画」にかかる保育所、幼稚園等への巡回指導を、7 市町 24 園に訪問実施し、のべ 86 ケースに対応しました。当計画を導入している保育園、幼稚園の割合は 50%を超えました。</p> <p>(6) 平成 29 年 12 月 7 日に、子ども心身発達医療センターにおいてオープンカンファレンスを開催し、県内の小児科医や精神科医等との連携を進めました。</p>
<p>平成 30 年度以降 (取組予定等)</p> <p>これまでの取組を継続していくとともに、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進め、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、途切れない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止対策の推進)</p> <p>(1) 平成 28 年の交通事故死者数は、前年を上回る 100 人に増加するとともに、高齢者交通事故死者数は前年と同数の 52 人となり、いずれも「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の 28 年度の目標値を達成していない。</p> <p>また、交通事故死者数のうち、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の占める割合は、約 5 割となっている。このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者や交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組など、交通事故防止に努められたい。（くらし・交通安全課）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 四季の交通安全運動をはじめ、年間を通じた広報啓発活動において、「高齢者の交通事故防止」「横断歩道における歩行者の優先」「自転車の安全利用の推進」等を運動の重点目標として位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する関係機関・団体等と連携して、運動を展開しました。</p> <p>また、年間の交通事故死者数は前年より減少していたものの、特に交通事故死者数が急増した 8 月、11 月、12 月に、県内主要箇所において、緊急街頭啓発を実施しました。</p> <p>(2) 地域の高齢者等に対し、交通安全活動の中心的役割を担う交通安全シルバーリーダーを育成するため、県内各地の指定自動車教習所等において交通安全シルバーリーダー育成研修を実施しました。（9 回実施、144 人受講）</p> <p>(3) 三重県交通安全研修センターにおいて、運転シミュレーターや各種診断機器等を活用し、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施しました。（3 月末現在：施設利用者 53,393 人、指導者養成・資質向上講座受講者 1,839 人）</p> <p>また、平成 28 年度に試行実施したパークアンドバスライド方式による高齢者重点プログラムを市町等との連携により本格実施しました。（12 月末現在：21 回 261 人受講）</p> <p>(4) 三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育により、加齢による身体的能力の衰えを自覚してもらい、自動車の運転に不安を感じる方には運転免許証の自主返納に繋げるとともに、運転免許証を自主返納しやすい環境の整備を図るため、自主返納者に対する民間事業者等の各種サービスを募集し、県ホームページに掲載し公表しました。（3 月末現在：33 事業者等）（くらし・交通安全課）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 29 年中の交通事故死者数は、86 人で、統計が残る昭和 29 年以降過去最少となりました。しかし、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の 29 年度の目標値 70 人以下を達成できませんでした。またこのうち、高齢者は 37 人で前年比で 15 人減少しましたが、活動指標である 35 人以下を達成できませんでした。</p> <p>なお、交通事故死傷者数については、7,199 人で、活動指標の 8,600 人以下を達成しました。</p> <p>(2) 四季の交通安全運動や交通安全シルバーリーダーによる各地域での交通安全啓発活動及び三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育の実施により、交通事故死傷者数を減少させることができ、10 年ぶりに全交通事故死者数に占める高齢者の割合も 5 割未満となりました。（くらし・交通安全課）</p>
<p><u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、引き続き関係機関等と連携して、高齢者や交通弱者（歩行者、自転車乗用者）の交通事故防止など、平成 29 年中の交通死亡事故の特徴をふまえて交通事故防止の取組を進めていきます。</p> <p>(2) 地域の高齢者等に対して、交通安全活動の中心的役割を担う交通安全シルバーリーダーを育成するとともに、その活動を支援するため関係機関や団体との連絡会議を開催し、活動に必要な知識や情報提供を行います。</p> <p>(3) 三重県交通安全研修センターにおいて、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を行います。</p> <p>また、高齢者には、加齢による身体的機能の低下等について自覚してもらい、運転免許証の自主返納につなげていきます。</p> <p>(4) 運転免許証の自主返納者等に対する民間事業者等の各種サービスを募集・公表し、自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備します。（くらし・交通安全課）</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (移住の促進)</p> <p>(2) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口の社会減対策に係る取組の一つとして、総合的な移住の促進を図ることとしている。</p> <p>これまで、首都圏では、移住相談センターを開設するとともに、関西圏・中京圏では、随時、移住相談デスクを実施したことなどにより、平成 28 年度の移住相談件数は前年度の 750 件から 1,137 件に、県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数は前年度の 124 人から 205 人に、それぞれ増加している。</p> <p>このため、引き続き、移住の促進のための情報発信を行うとともに、移住希望者の個別ニーズを詳細に把握し、それぞれに対応ができるよう関係部局、市町、関係民間団体と連携し、移住の促進に努められたい。 (地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 平成 29 年度は、課長級の「移住促進監」を配置するとともに「移住促進庁内連携関係課長会議」を新たに設置し体制を強化しました。関係部局や、市町とも緊密に連携しながら、より一層、移住希望者の相談にきめ細かく対応を行いました。</p> <p>② 首都圏の移住相談センターを中心に、関西圏、中京圏で実施する移住相談デスクや市町参加型テーマ別移住セミナーなどを通じて、移住希望者それぞれのライフプランに応じた相談にきめ細かに対応する体制を充実させました。</p> <p>ア 首都圏における相談体制 移住相談センターにおいて、引き続き移住相談アドバイザー、就職相談アドバイザー（雇用経済部）、県職員の 3 名体制で対応しました。移住全般の相談には常駐の移住相談アドバイザーが対応し、必要に応じて就職相談アドバイザーや県職員が同席して対応しました。また、市町参加型テーマ別移住セミナー等も実施しました。</p> <p>イ 関西圏における移住相談体制 情報発信拠点を設置している「大阪ふるさと暮らし情報センター」（シティプラザ大阪）において、毎月第 2 土曜日に移住相談デスクを実施するとともに、市町参加型テーマ別移住セミナー等を実施しました。</p> <p>ウ 中京圏における移住相談体制 平成 28 年 9 月に株式会社モンベルと締結した「連携と協力に関する包括協定」に基づき、栄にある「モンベル名古屋店」において毎月原則第 3 土曜日に「移住相談デスク」を実施するとともに、市町参加型テーマ別移住セミナーを新たに実施しました。</p> <p>③ 全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、ホームページなどインターネットを使った情報発信を行いました。また、「一歩先の移住～三重で実現するあなたらしいライフスタイル！～」をコンセプトに県単独のプロモーションを新たに展開しました。さらに、県民会議を開催するなど県民一体となった移住促進の気運情勢を図りました。</p> <p>④ 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に、「ええとこやんか三重 県と市町の移住促進検討会議」を引き続き設置し、県や市町の取組についての情報共有や課題の検討、担当者向けの研修等を実施し、市町と連携して移住促進の取組の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果 上記の取組を実施したところ、平成 30 年 1 月末時点（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日の間）における県および市町の施策を利用した県外からの移住者数の県内合計は、214 名でした。 ※ 前年同期 163 名 ※ 平成 28 年度合計 205 名</p>
<p><u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>① 市町や関係機関と連携し、地域の小規模事業者や伝統産業の承継（担い手）など、多様な就労情報を掘り起こすとともに、大都市圏においてプロモーションを展開することなどにより、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信します。また、移住の決定に有効な、地域と交流する機会を創出する現地訪問への誘導を強化します。</p> <p>② 多様な就労情報の掘り起こしやワークもライフも充実した「暮らし方」の発信について、その効果的な方法や課題を県・市町が相互に情報共有し、検討する機会を設けます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県産農林水産物の認知度向上と販路拡大)</p> <p>(1) 昨年開催された伊勢志摩サミットでは、首脳会議や配偶者プログラムにおける食事はもとより、ワーキングテーブルなどに数多くの県産農林水産物が使用され、その魅力が世界に向けて発信された。 今後は、伊勢志摩サミットで高まった知名度や評価を生かしながら、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでの利活用や海外展開なども視野に入れ、県産農林水産物のさまざまな需要に対応できる供給体制の整備や認知度の更なる向上、販路拡大に注力されたい。(農林水産総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成29年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県産農林水産物のさまざまな需要に対応できる供給体制の整備や認知度の向上、販路拡大に向けて、ベースとなる生産体制・生産基盤の整備や担い手の確保・育成などの取組に加え、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準である国際水準GAP等の認証取得促進や情報発信力の高い都市圏の高級ホテル等をターゲットにしたプロモーション、海外市場における販路拡大等に重点的に取り組みました。 具体的には、国際水準GAP等の認証取得に向けて、平成29年7月にキックオフとなる「三重県GAP推進大会」を開催し、県をあげて取得にチャレンジしていくことを宣言するとともに、県内各地で生産者や営農指導員等を対象にした研修会を66回開催し、延べ3,200名を超える方に参加いただきました。 県産農林水産物のプロモーションについては、マーケティング調査に基づいた県職員による営業活動やプロモーションツールを活用したPR、ホテルのシェフ等の県内産地への招へいなど、食材ごとのエピソード等を丁寧に紹介して、フェアで使用する食材を提案しました。 海外市場における販路拡大については、アジア経済圏や米国などをターゲットにして、県産ブランド牛肉や水産物、果樹、伊勢茶、県産材などの輸出力を強化するとともに、アジア各国に残る牛肉の輸入規制の緩和・撤廃を国に提言しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成29年度は、新たに取得指導を行うGAPリーダー指導員32名、GAPの啓発や助言を行うGAP指導員78名を育成するとともに、7事業者が国際水準GAPを取得しました。 平成31年度末の目標値である、県内のGAPリーダー指導員50名(平成29年度末実績34名)、GAP指導員190名(平成29年度末実績129名)、国際水準GAPの取得76件(平成29年度末実績29件)の達成に向けて進展しました。 プロモーションについては、東京、大阪、名古屋の大都市圏の6つの高級ホテルにおいて、延べ167品目にのぼる県産食材を使用いただく形での三重県フェアが、それぞれ約一ヶ月以上の長期にわたり開催されました。 海外市場への販路拡大については、ベトナム、香港での三重県フェアに向け、みえ黒毛和牛が初輸出されるとともに、牛肉輸出解禁に向けた二国間協議が進展し、台湾、マレーシアへの日本産牛肉の輸出が可能となりました。また、韓国の見本市へ木材製品が初出展されたほか、タイ王国に向けて、果樹では柑橘や柿が、水産物では水産練り製品が商業輸出されました。</p>
<p>平成30年度以降(取組予定等)</p> <p>今後も引き続き、東京オリンピック・パラリンピックでの県産農林水産物の採用をはじめ、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大が有利に進められるよう、国際水準GAP認証等の取得に向けた取組を加速させるとともに、東京オリンピック・パラリンピックの食材供給を担うケータリング事業者やマスコミに向けたレセプションの開催など戦略的なプロモーション、海外市場に向けた情報発信や商談機会の創出、輸出に挑戦する産地の取組支援などに注力していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (女性の就労支援の推進)</p> <p>(1) 結婚・出産期に離職する女性は、依然として多く、特に女性の有配偶者の労働力率は、県においても25歳から34歳で約60%と低くなっている。 このため、女性の就労の障がいとなる要因を分析し、働くことを希望する女性が、離職することなく働き続けることができる職場環境づくりの促進や再就職を希望する女性の支援など、より一層の女性の就労支援に取り組みたい。 (雇用対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成29年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>出産等を機に離職した女性が、再就職を目指す際の障害要因としては、仕事と家庭の両立や仕事のブランク・スキル面での様々な不安を抱えていることや、男性の育児参画が進んでいないことなどが挙げられます。これらを改善することで、働く意欲がある女性の再就職を支援します。 また、県内企業において女性がライフステージごとの希望に応じて働き続けられるよう、企業側の理解及び女性の就労継続意識醸成を促進します。</p> <p>(1) 女性の就労相談窓口の設置や相談窓口利用者同士の交流会の実施のほか、各種セミナーの開催、県内の複数の企業と出会えるマッチングの場を提供しました。</p> <p>(2) 働くために必要なスキルアップ講座(座学)と企業での実習を組み合わせた研修を実施しました。</p> <p>(3) 県内の高等教育機関において、学生向けセミナー(ライフプラン・キャリア形成講座)を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 再就職を希望する女性のための就労相談やセミナーの開催等を通じて、就労に関する不安や疑問等を整理し、就職につながる自身の能力・経歴の棚卸しの実施や、資格取得等自身のスキルアップに対する意欲向上を図るとともに、女性が働きやすい企業と出会えるマッチングイベントを開催するなど、参加者のより円滑な就職活動・今後のキャリア形成支援を行うことができました。</p> <p>(2) 働くために必要なスキルアップ講座と企業での実習を組み合わせた研修を実施することにより、離職ブランクやスキル面での不安等を解消し、女性の再就職及び県内企業の人材確保につなげました。</p> <p>(3) 県が実施した調査結果やデータ等も踏まえて、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、自身の将来のキャリアをデザインすることについて考えていただく機会を、大学・短大の授業の一環として提供することで、男子学生の育児参画意識も含め、女性の就労継続に向けたライフプラン・キャリア形成を支援しました。</p>
<p>平成30年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、女性の就労を支援することで、地域社会・経済の活性化につなげます。</p> <p>(1) 不本意非正規で働く女性等に対し、キャリアアップに結び付く実践的なセミナーを実施し、希望に応じた形の就労を支援するとともに、女性の能力発揮や生産性の向上を図ります。</p> <p>(2) 学生に対し、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、自身の将来のキャリアをデザインすることを考えていただく機会を提供し、女性の就労継続に関する意識啓発を図ります。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (河川堆積土砂対策の推進)</p> <p>(1) 河川の堆積土砂対策は、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町や農林水産部と情報を共有しながら取り組んでいるところであり、平成 28 年度末の堆積土砂は、前年度末から約 51 万³m³撤去したことにより、225 万³m³ (推計値) となった。</p> <p>しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する集中豪雨等により、ひとたび洪水災害が発生すれば、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、引き続き着実に堆積土砂対策を進められたい。(河川課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 29 年度においても、通常の降雨により堆積した土砂は河川事業により、異常出水で堆積した土砂は災害復旧事業により撤去を行いました。</p> <p>これに加えて、砂利採取を活用して、河川堆積土砂の全体量の減少に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 29 年度は、河川事業と砂利採取により約 22 万³m³の堆積土砂を撤去する見込みです。さらに、平成 28 年度の異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により約 28 万³m³を撤去する見込みです。(実績は 5 月に集計予定)</p> <p>また、これまでの堆積土砂撤去実績と当該年度の撤去箇所について、河川課及び各建設事務所のホームページにて段階的(公表時期:7月、1月、3月)に公表しています。</p>
<p><u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>今後も、河川パトロール等により河川内の堆積土砂及び雑木等の状況確認を行い、河川管理上、優先度の高い箇所を市町と協議を行い、堆積土砂の撤去及び河川内の雑木の伐採を進めていきます。</p> <p>また、平成 29 年 10 月に発生した台風 21 号の影響により、新たに堆積した土砂については、平成 30 年度に災害復旧事業で撤去する予定です。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県立学校施設における非構造部材の耐震対策の推進)</p> <p>(1) 県立学校施設における非構造部材について、現在、耐震対策を進めており、このうち、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 31 年度までに対策を完了することとしているが、28 年度末時点で 82 棟 (63.6%) が対策未完了となっていることから、引き続き、非構造部材の耐震対策について、計画的に推進されたい。</p> <p>また、地震発生時に吊り天井や照明器具等が落下する危険性を残したまま施設を使用せざるを得ない状況にあることから、生徒、教職員等への周知や注意喚起、発災時の対応方法等について、施設の利用状況や危険度等に応じた対策を講じるとともに、県教育委員会としてそれらの状況を把握し、学校に対して適切に指導・助言されたい。 (教育総務課、学校経理・施設課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 (非構造部材の耐震対策の計画的推進)</p> <p>県立学校の非構造部材の耐震対策については、平成 24 年度に行った点検結果及び平成 26 年度に行った屋内運動場等の天井等落下防止のための点検結果に基づく耐震対策を計画的に進めています。(学校経理・施設課)</p> <p>(未対策施設における注意喚起や発災時の対応方法等の指導・助言)</p> <p>学校における防災教育及び防災対策の充実を図るため、各県立学校に「学校における防災の手引(平成 28 年 1 月)」を作成・配付し、非構造部材の点検や地震発生時には「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所への避難指示等による、児童生徒の安全・安心の確保を依頼してきました。</p> <p>また、防災ノートについては、学校の中で危険なこと及びその回避方法を学習する項目～「学校で大地震が起こったら」に、天井材や照明器具などが落下した写真を掲載して作成し、毎年度新入生に配付するとともに、活用について学校に依頼してきました。 (教育総務課)</p> <p>屋内運動場等の天井落下防止対策が今後予定されている学校における職員、生徒等への周知や注意喚起の状況、発災時の対応等について把握し、その結果をふまえて、耐震対策が完了するまでの間における安全対策について助言を行いました。 (教育総務課、学校経理・施設課)</p> <p>2 取組の成果 (非構造部材の耐震化の計画的推進)</p> <p>屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成 29 年度は改修工事を 10 校 17 棟、実施設計を 17 校 32 棟実施しました。 (学校経理・施設課)</p> <p>(未対策施設における注意喚起や発災時の対応方法等の指導・助言)</p> <p>耐震対策が完了していない屋内運動場等について、防災訓練や掲示などを通じて職員・生徒等への注意喚起が行われるとともに、発災時の適切な対応について防災マニュアルに記載がなされるなど、発災時の適切な行動を促す取組が進みました。 (教育総務課、学校経理・施設課)</p>
<p><u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(非構造部材の耐震化の計画的推進)</p> <p>県立学校の非構造部材の耐震対策を計画的に進めていきます。特に、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 31 年度までに対策を完了するよう取組を進めます。 (学校経理・施設課)</p> <p>(未対策施設における注意喚起や発災時の対応方法等の指導助言)</p> <p>耐震対策が完了するまでの間における安全対策が講じられるよう、継続的に助言を行います。 (教育総務課、学校経理・施設課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上)</p> <p>(2) 平成 28 年の「刑法犯」の認知件数は 14,112 件（前年比－1,066 件）となり、ピークであった 14 年の 47,600 件の 3 割以下（約 29.6%）にまで減少し、平成に入ってから最少件数を前年に続き更新した。</p> <p>しかし、特殊詐欺（前年比＋38 件）や自動車盗（前年比＋82 件）など、一部の罪種で認知件数が増加しており、特殊詐欺については、4 年連続で被害件数が 100 件、被害額が 5 億円を超えている状況となっている。</p> <p>このことから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。（生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 29 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 犯罪の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の犯罪情勢に加え、地域住民が不安を寄せる犯罪や事象を的確に把握し、これに即したきめ細かな犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、企業等による主体的な自主防犯活動の促進、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となった「安全安心まちづくり」に向けた取組を推進しました。 「街頭防犯カメラ設置モデル地区（四日市市諏訪地区）」の取組等を広報し、自治体や自治会、商店街等による自主的な街頭防犯カメラの設置を促進したほか、自治体に対する設置助成金制度の導入・拡充の働き掛けや、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充を図りました。 <p>(2) 検挙率の向上</p> <p>重要犯罪、重要窃盗犯等の早期かつ徹底検挙を図るため、組織の総合力を発揮した迅速適確な初動捜査、綿密な現場鑑識活動の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化しました。</p> <p>(3) 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の特殊詐欺に対する警戒心・抵抗力の向上を図るため、毎月 15 日に設定した「特殊詐欺撲滅の日」を中心に防犯指導・広報啓発を強化したほか、敬老の日に合わせて、県内全小学生から高齢者等へのメッセージカードによる注意喚起や、コールセンターからの電話連絡を通じた県民等への注意喚起を実施しました。また、金融機関に対する A T M 振込制限導入の働き掛けや、コンビニエンスストアと連携した電子マネー被害防止封筒等による水際阻止など、金融機関等と連携した水際対策の強化を図りました。 現場設定型捜査の積極的な実施による実行犯の検挙、中枢被疑者の検挙に向けた突き上げ捜査、特殊詐欺助長犯罪の取締りなどの取組を推進しました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年中の刑法犯認知件数は、13,346 件で前年比 766 件（－5.4%）と大幅に減少したものの、特殊詐欺認知件数については、205 件で前年比 41 件（25.0%）の増加となりました。 刑法犯の検挙率は、42.8%で前年比＋10.5 ポイント、重要窃盗犯の検挙率は、84.0%で前年比＋29.1 ポイントと、それぞれ大幅に上昇しましたが、重要犯罪の検挙率は 94.1%で前年比－2.8 ポイントの微減となりました。 <p>特殊詐欺は、検挙件数が 29 件で前年比＋11 件の増加となりましたが、検挙人員は、14 人で前年比－3 件の減少となりました。特殊詐欺助長犯罪については、口座開設詐欺等で 135 件・51 人検挙し、いずれも、前年比＋40 件・＋11 人と増加しました。</p>
<p>平成 30 年度以降（取組予定等）</p> <p>1 犯罪の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> 絶えず変動する地域の犯罪情勢に柔軟に対応し、真に効果的な犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となって犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを一層推進します。 引き続き、自治体や自治会、商店街等による自主的な街頭防犯カメラの設置促進を図るほか、自治体による設置助成金制度の導入・拡充の働き掛けや、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充に努めます。 <p>2 検挙率の向上</p> <p>重要犯罪をはじめ、県民に不安を与える種々の犯罪の早期かつ徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査を一層推進するなど、取組を一層強化します。</p> <p>3 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺の被害を減少させるため、引き続き、県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発、被害に遭わないための環境整備、金融機関等と連携した水際対策を、予防対策の 3 本柱に据え、各種対策を推進します。 依然として大きな被害が生じている特殊詐欺の被害を減少させるため、実行犯の検挙、突き上げ捜査、特殊詐欺助長犯罪の取締り等、特殊詐欺撲滅に向けた取組を一層強化します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止)</p> <p>(3) 平成 28 年の交通事故死者数は、前年を 13 人上回る 100 人に増加するとともに、高齢者交通事故死者数は、前年と同数の 52 人となった。 また、交通事故死者数のうち、交通弱者（歩行中、自転車乗用中）の占める割合は、約 5 割となっている。このため、関係機関と連携を図り、高齢者、交通弱者に重点を置いた交通事故防止対策を推進するとともに、交通安全施設の適切な更新を行うことなどにより、交通事故の発生抑止に取り組みたい。 (交通部交通企画課、交通部交通規制課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 29 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 重点 4 S プラスワン対策の推進 平成 28 年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が約 5 割以上、歩行中・自転車乗用中の交通弱者が約 5 割を占めるほか、四輪乗車中死者の約 4 割がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転による死亡事故も根絶に至ってない特徴から、高齢者の交通事故防止（シルバー）、シートベルト着用促進（シートベルト）、飲酒運転の根絶（サケ）、速度抑制（スピード）の 4 つの S に、歩行者の交通事故防止を加え（プラスワン）、「重点 4 S プラスワン対策」を柱として、総合的な交通死亡事故等抑止対策を推進しました。特に、高齢者の交通事故防止と歩行者の交通事故防止を最重点に掲げ、交通指導取締りを始めとする街頭活動のほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。</p> <p>(2) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 飲酒運転、最高速度違反等の悪質性・危険性の高い違反や横断歩行者等妨害、信号無視等の交差点関連違反など交通事故に直結する違反に対する取締りのほか、シートベルト着用義務違反や運転者の遵法意識に起因する携帯電話使用の違反についても取締りを強化しました。また、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた取締りなど、交通事故の発生実態に応じた取締りを推進しました。</p> <p>(3) 街頭における広報啓発活動の強化 ア 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進 平成 28 年中の夜間における歩行者の交通事故死者 20 人中 19 人が夜光反射材を着用していなかったことから、あらゆる機会を通じて、「自動車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え」、「夕暮れ時における早めのライト点灯」「歩行者・自転車利用者の夜光反射材の着用促進」を重点とする「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を推進しました。また、10 月 1 日から三重県交通安全対策協議会が主唱し、展開している「夕暮れ時、ちょっとお早めのライト・オン運動」についても、併せて普及啓発活動を推進しました。 イ 歩行者にやさしい三重づくり作戦の推進 歩行者等の交通事故を防止するため、「歩道・横断歩道では、人優先」であることを広報し、ドライバーに対しては、歩行者等への保護意識の高揚を図ったほか、歩行者等に対しては、自ら進んで交通ルールを遵守し、交通マナーを実践できるよう、交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。</p> <p>(4) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、ゾーン 30 や学校周辺の通学路における交通安全施設の整備を図りました。また、老朽化した信号制御機・信号柱や摩耗した横断歩道等の道路標示について、更新・塗り替えを推進しました。</p> <p>(5) 飲酒運転ゼロを目指す条例に基づく取組の推進 飲酒運転根絶に向けた県民の規範意識を確立するため、飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故実態等の広報啓発・交通安全教育を推進するとともに、関係機関・団体等と連携し、ハンドルキーパー運動の普及啓発を推進しました。また、飲酒運転取締りを強化しました。</p> <p>2 取組の成果 平成 29 年中の交通事故発生状況については、死亡事故件数 83 件（前年比－15 件）、死者数 86 人（前年比－14 人）、人身事故件数 5,441 件（前年比－597 件）、負傷者数 7,113 件（前年比－1,045 件）となり、死者数は、統計が残る昭和 29 年以降、最少を記録するとともに、人身事故件数は 13 年連続、死傷者数は 12 年連続で減少しました。 交通死亡事故の特徴は、①全死者数に占める高齢者が 4 割以上を占める。（37 人・構成率 43.0%）②全死者数に占める交通弱者（歩行中・自転車乗用中）が約 5 割を占める。（41 人・構成率 47.7%）③シートベルト非着用者が約 6 割を占める。（四輪乗車中の死者 35 人中、シートベルト非着用者は 20 人・構成率 57.1%）④飲酒運転の増加（5 件・前年比＋4 件）などが挙げられます。</p>
<p>平成 30 年度以降（取組予定等）</p> <p>○ 交通死亡事故等抑止対策の一層の推進 第 10 次三重県交通安全計画が掲げる目標の達成に向け、「重点 4 S プラスワン対策」を柱として、交通指導取締りをはじめとする街頭活動、関係機関・団体との連携による交通安全教育・広報啓発活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。 ・交通安全教育・広報啓発活動の推進 ・高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進 ・交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 ・安全で快適な交通環境の整備</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (防災情報の提供による自助・共助の促進)</p> <p>(1) 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の活動指標である「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合は、平成28年度の目標値19.5%に対し、16.4%と、目標を達成できなかった。また、平成28年度に実施した「防災に関する県民意識調査」では、「防災みえ.jp」を知らないと回答した人の割合は45.7%、メール配信サービスを知らないと回答した人の割合は61.7%であり、防災情報プラットフォームを利用して発信している防災情報が、効果的に県民に伝達されているとはいえない状況にある。</p> <p>このため、「防災みえ.jp」に掲載する情報内容の充実を図るとともに、周知・啓発を行うことでメール配信サービス等の利用者の増加に努め、県民自らが生命や財産を守るために必要な情報を提供することで自助・共助の促進につなげられたい。 (防災対策総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成29年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成29年12月に、「防災みえ.jp」のホームページ及びメール等配信サービスのPR用チラシを2万枚作成し、NTTドコモ、au、ソフトバンク及びワイモバイルの県内の販売店約150箇所配布していただきました。</p> <p>また、防災関連のイベントや会議等においてもチラシの配布を行うとともに、地域防災総合事務所、地域活性化局及び市町の防災担当にもチラシの配布とPRを依頼しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>例年、冬季はメール等配信サービスの登録者数が減少傾向にありますが、今年度は登録者数が微増となり、PR用チラシの配布の効果があったものと思われます。</p>
<p><u>平成30年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、「防災みえ.jp」のホームページ及びメール等配信サービスのPRを行い、利用者の増加を図っていきます。</p> <p>また、「防災みえ.jp」のホームページについて、スマートフォン用ホームページや国管理河川の情報を提供するなどの機能向上を図るとともに、Twitterに加えてLINEにより台風に備えた呼びかけを行う等、県民によりわかりやすい情報提供を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進)</p> <p>(1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年10月策定、28年3月改訂)の平成28年度の取組結果については、自然減対策で進展度をB(ある程度進展した)とした一方で、社会減対策は進展度C(あまり進まなかった)とした。これは、社会減対策の数値目標である県外への転出超過数の改善に係る平成28年度目標値(2,440人)を実績値(3,597人)が大きく超過し、26年度現状値(3,000人)をも上回ったことによる。</p> <p>こうした人口の社会減には、「住民基本台帳人口移動報告」等の分析から、若者の進学・就職時の転出超過が大きく影響していることや、県内地域別に異なる実態があることが明らかになっている。</p> <p>引き続き、目標の達成に向けて、各部局と連携を図りながら、自然減対策を推進するとともに、県内高等教育機関の魅力向上、U・Iターン就職にもつなげる地域の特性を生かした仕事の創出等に取り組み、社会減対策を一層進められたい。(企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成29年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたっては、PDCAサイクルを導入し、基本目標に係る数値目標や基本的な取組方向に係る重要業績評価指標(KPI)の達成度により、取組の進捗状況を把握するとともに、効果の検証を行い、中長期的な視野で改善を図っていくこととしています。</p> <p>(2) 平成29年6月に人口移動要因分析を実施したところ、転出者数はほぼ一定の水準で推移しているものの転入者数が減少傾向にあること、また働き盛りの世代であり子育て世代でもある親とその子どもたちの世代の転入減少が大きく影響していること、さらに近年、南部地域では一定の幅で転出超過数が推移している一方で北中部地域は増加傾向にあることなどが明らかとなりました。この分析結果から、本県の社会増減に特に大きな影響を与えている要因は「若者の都市部への進学・就職」と「企業における転勤等」に伴う転出入だと考えており、転出超過を減少させるためには、学ぶ場・働く場の確保や魅力の向上が大変重要です。</p> <p>(3) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を確実に推進するため、平成29年6月に三重県地方創生会議及び同検証部会を開催し、外部有識者の委員から専門的な見地からご意見をいただいたほか、県議会で調査いただきました。これらのご意見・調査結果や人口移動要因分析結果等を踏まえ、平成28年度の取組の評価と検証を行い、7月に「平成29年度 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成し、公表しました。</p> <p>(4) 社会減対策を加速するためには部局間の連携を強化し、取組の相乗効果を上げる必要があることから、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部幹事会」の場を通じて、各部局に対し総合戦略の基本目標の達成に向けた働きかけを行ったほか、検証結果や取組の進捗状況を踏まえ、平成30年度の重点取組や三重県経営方針の策定、総合戦略の改訂を通じて、各部局と連携し、より効果的な取組の検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県地方創生会議や同検証部会における検証、また議会での調査等でいただいたご意見をもとに「平成29年度三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成、公表したことを通じ、本県の人口減少対策にかかる取組の進展状況を把握し、一層の人口減少対策を推進するため平成30年度の重点取組や当初予算編成に反映しました。また、平成30年1月に公表された平成29年の人口移動報告の結果を受け、引き続き、施策を総動員して取組を進めるため、平成30年度の取組を総合戦略に盛り込み、改訂を行いました。</p> <p>(2) 自然減対策の目標である合計特殊出生率については、平成28年は1.51となっており、2年連続で1.5台を維持し、平成16年の1.34を底に回復傾向にあります。目標とする1.8台とは乖離があります。また、社会減対策の目標である転出超過数については、平成29年は4,063人となっており、最も多かった平成27年より155人減少しているものの、前年より増加し多くの転出超過が続いています。</p>
<p><u>平成30年度以降(取組予定等)</u></p> <p>改訂版にもとづいて、引き続き施策を総動員して取り組む中で、これまでの取組の成果と課題の検証等を踏まえ、より効果的な対策となるよう一層の創意工夫に努めるとともに、各部局と連携し、県民の皆さんをはじめ、国・市町等関係機関や企業・団体等民間の主体とも課題を共有しながら、取組を加速させます。</p> <p>とりわけ、近年の人口移動の状況から、若者の就職・進学や子育て世代を中心とした働く世代の転勤等に伴う転出超過に歯止めをかけることが重要であり、若者の県内定着やしごとの創出、働く場の魅力向上などの取組について、これまで以上に注力し、県庁内においては「若者の県内定着に関する検討会議(仮称)」を立ち上げて検討を進めます。</p> <p>また、生産年齢人口の減少が続く中で、景気の回復等とあいまって深刻な人手不足が続いており、喫緊の課題として、働き方改革や産業人材の育成、多様な人々の活躍推進、高等教育機関の魅力向上など、地域社会や県内産業を支える人材の育成・確保にしっかりと取り組みます。</p> <p>「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向けて、中長期的視野で総合戦略の推進を図り、自然減対策及び社会減対策の的確な進行管理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立)</p> <p>(3) 平成 28 年度の決算においては、建設地方債等の県債残高が減少し、実質公債費比率が 14.3%と前年度に比べて 0.1 ポイント低下したが、経常収支比率は 99.8%と前年度に比べて 1.9 ポイント上昇し、財政の硬直化が進行している。</p> <p>本県の財政状況は、歳入面では、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が減少し、平成 28 年度は公営企業会計から 55 億円の借入を行っている。また、歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。</p> <p>こうしたことから、平成 29 年 6 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成 29 年度～31 年度)の着実な実行により、県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保などにより歳入の確保を図るとともに、県民サービスの低下を招くことがないよう配慮しつつ、厳しい優先度判断による事業の選択と集中、義務的経費及び投資的経費の見直しなどにより歳出の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政の基盤を確立されたい。(財政課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 30 年度当初予算編成では、財政状況が極めて厳しい中、「第二次三重県行財政改革取組」を引き続き推進するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に沿って、より一層の歳入確保に取り組むとともに、事務事業を徹底的に見直すなど歳出構造を見直しました。なお、県民生活への影響を最小限に抑えつつ、歳出を抑制するため、将来の県債償還に備えるための基金である県債管理基金への積立を見送ることとしました。</p> <p>また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き可能な限り県債発行の抑制に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 30 年度当初予算は、クラウドファンディングの活用などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、防災・減災などの喫緊の対策、子どもたちの未来のための取組やスポーツの推進などには予算を重点化する一方で、義務的経費及び投資的経費については前年度より減額となりました。なお、台風第 21 号・第 22 号による被害からの復旧・復興や道路施設などの維持管理などを着実に推進するため、投資的経費は抑制しつつも、公共事業については前年度を上回る規模を確保しています。</p> <p>また、県債発行を抑制し、臨時財政対策債等を除く県債残高については、平成 29 年度末(最終補正後)は、中期財政見通しで示した平成 29 年度末残高 7,943 億円を 58 億円下回る 7,885 億円、平成 30 年度末は、中期財政見通しで示した平成 30 年度末残高 7,814 億円を 106 億円下回る 7,708 億円となる見込みです。</p>
<p><u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>平成 30 年度以降も、引き続き「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、より一層の歳入確保に取り組むとともに、経常的支出を段階的に引き下げていくことで、財政の健全化に向けた道筋をつけられるよう取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び福祉・介護人材の確保・養成)</p> <p>(1) 平成 28 年度の介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者については、前年度より 43 人増加の 639 人となっている。 特別養護老人ホームの施設整備を行う事業者への支援により、その整備定員数は増加しているが、目標値に達しておらず、入所の必要性の高い人が、直ちに入所できない状況が続いている。 引き続き、施設整備を促進するとともに、入所基準の適切な運用を施設に対して促すことにより、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消に努められたい。 また、平成 28 年度の介護関係職の新規求人数に対する充足率は、前年度より 0.9 ポイント低下の 13.4% となっており、減少傾向が続いている。 良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、引き続き、関係機関と連携して人材の確保・養成を行われたい。(地域福祉課、長寿介護課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。 ・三重県社会福祉協議会に設置した三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、5 名のキャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援、中学・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘りおこしやシニア世代の参入のための研修、小規模事業所へのアドバイザーや研修講師の派遣、介護事業者等関係機関との連携を図るための介護人材確保対策連携強化協議会の開催などの取組を実施しました。 ・三重県社会福祉協議会に貸付原資等を補助することで、介護福祉士の資格取得をめざす学生等への修学資金や、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。 ・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。(地域福祉課)</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの入所にあたって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、25 施設の現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。(長寿介護課)</p> <p>(3) 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成 28 年度に選定した平成 29 年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、平成 30 年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。(長寿介護課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 福祉人材センターでの取組により、507 名(平成 30 年 3 月末)が福祉・介護職場に就職しました。(地域福祉課)</p> <p>(2) 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。(長寿介護課)</p> <p>(3) 介護保険事業支援計画に基づき、平成 29 年度は、特別養護老人ホーム 5 施設(300 床)の施設整備が行われ、また、平成 30 年度の施設整備として、特別養護老人ホーム 1 施設(20 床)の選定を行いました。(長寿介護課)</p>
<p><u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 平成 29 年度に実施した介護人材受給推計による需給ギャップもふまえながら、平成 30 年度はこれまでの取組に加えて、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりや、介護職場における「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援、介護フェアの開催を実施し、介護人材確保の取組を推進します。(地域福祉課)</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの入所にあたっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。(長寿介護課)</p> <p>(3) 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集にあたっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。(長寿介護課)</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (高齢者及び障がい者に対する虐待防止) (2) 高齢者及び障がい者に対する虐待が、家庭や福祉施設等において依然として発生しており、潜在化している虐待の存在も否定できないところである。 市町及び関係機関との連携による早期発見及び早期対応に努めるとともに、福祉施設等における組織的な体制の整備や従事者の資質・意識の向上が図られるよう、より徹底した指導や研修会を実施し、高齢者及び障がい者に対する虐待の未然防止に努められたい。 (長寿介護課、障がい福祉課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 29 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 高齢者虐待の早期発見に向け、事例検討等の実践に即した研修を実施することで関係者の資質向上に努めるとともに、関係機関同士のネットワークの構築や、専門職である弁護士と社会福祉士で運営する「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」と協力し、虐待の対応に当たる市町等の支援を行いました。 また、「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」は、平成 27 年度より任意団体化したことで組織の強化が図られており、市町と直接契約できるようになったことで、より迅速で厚い支援が可能となっています。 高齢者虐待防止研修会</p> <p>1. 市町、地域包括支援センター向け ・市町管理職・担当職員向け (1 日) ・現任者専門研修 (3 日) ・担当者交流会 (1 会場)</p> <p>2. 事業所向け ・権利擁護普及啓発研修 (1 日) ・権利擁護推進員養成研修 (3 日) (長寿介護課)</p> <p>(2) 障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るため、障がい者虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、障がい者への虐待(疑いも含む。)事例について、分析・評価を行い、専門的助言を得ました。 また、研修の実施により、市町や施設職員の理解促進と資質の向上を図りました。 専門家チーム会議 4 回開催 (8/21, 11/6, 12/6, 1/29) 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修 共通講義 (1 日) 1/31 市町及び障害者虐待防止センター職員コース (1 日) 2/9 障害福祉サービス事業所管理者等コース (1 日) 3/1 (障がい福祉課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 28 年度より、権利擁護普及啓発研修への参加を、有料老人ホームの施設長やサービス付き高齢者向け住宅の管理者等にも積極的に働きかけており、更なる施設関係者の資質向上を図ることができました。 (長寿介護課)</p> <p>(2) 専門家チーム会議の開催により、専門的助言を得て事業所指導の参考とすることができました。 また、研修の実施により、市町や施設職員の意識の醸成と資質の向上を図ることができました。 (障がい福祉課)</p>
<u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u>
<p>(1) 引き続き、研修等の実施により関係者の資質向上を図り、関係機関同士の連携を密にすることで虐待の早期発見・防止に努め、専門職の協力により虐待の対応に当たる市町等を支援します。 (長寿介護課)</p> <p>(2) 引き続き、専門家チームの活用により対応力の向上を図るとともに、研修等の実施により市町職員や施設関係者の資質向上を図ることで、虐待の早期発見・防止に努めます。 (障がい福祉課)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (観光産業の振興)</p> <p>(3) 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の目標項目である平成28年の「観光消費額」は、前年に比べ増加し、数値目標を達成したが、「県内の延べ宿泊者数」、「外国人延べ宿泊者数」は、いずれも前年を下回り、数値目標を達成していない。</p> <p>このため、「三重県観光振興計画」に基づき、伊勢志摩サミット開催の経験や知名度の向上を生かし、市町、県民、観光関連事業者、観光関係団体等と連携を図り、県内の宿泊者数を増やすなど、より観光消費額を伸ばす取組を推進されたい。 (観光政策課、観光誘客課、海外誘客課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成29年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>国内外の来訪者から何度でも訪れたい観光地として三重が選ばれるとともに、観光関連産業を三重県経済をけん引する産業の一つとして確立させるため、「三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)」にて「観光消費額」を主たる目標に掲げ、宿泊者の増加など、観光消費額を伸ばす取組を実施しました。</p> <p>(1) 官民一体で設置した「みえ観光の産業化推進委員会」において観光の産業化に向けた取組を進めました。本県の魅力の一つである「食」をテーマにした「みえ食旅パスポート」を前年度から引き続き実施し、観光客の周遊促進と消費拡大を図りました。(公社)三重県観光連盟が地域連携DMOとして日本版DMO候補法人に登録されるよう支援するとともに、当連盟と連携しマーケティングデータの収集・分析及びウェブサイトアクセス解析を進めるなど、全県DMO機能の構築と持続可能な観光地域づくりに取り組みました。(観光誘客課)</p> <p>(2) 富裕層や欧米からの誘客を促進するため、県内事業者や観光協会等と連携し、ファミトリップ受入、旅行博出展、現地旅行会社との商談会を行ったほか、台湾と欧州では現地代理人を活用した富裕層・インセンティブツアー誘致に取り組みました。また、増加する個人の外国人旅行者(FIT)に向けSNS等による情報発信やゴルフツーリズムの推進にも取り組みました。(海外誘客課)</p> <p>(3) 国際会議等MICE開催地としての三重のブランドイメージを確立し、MICEを本県インバウンドの新たな柱とするため、誘致促進のための補助金などのツールを生かした誘致や、営業委託による県外でのセールス、大学への営業活動等に取り組みました。(MICE誘致推進監)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 観光庁の宿泊旅行統計調査(速報値)によると、平成29年の県内延べ宿泊者数は約819万人で対前年比88.0%、外国人延べ宿泊者数は約28万人で対前年比78.7%と減少しましたが、平成29年の伊勢神宮の年間参拝者数は対前年比100.7%、平成30年のお正月期間中の県内主要観光施設の入込客数は対前年比101.4%と増加しました。また、平成30年1月2日、四日市港へ初の外国客船が寄港し、本県の観光の新たなゲートウェイとして約1,600人の乗船客を受け入れました。(観光政策課、観光誘客課)</p> <p>(2) 「みえ食旅パスポート」の平成30年3月末時点の発給数は、企業や地域の事業者等とのコラボ版パスポートと合わせ約38万部に達し、約2万2千件の応募がありました。また、地域と一体となって日本版DMOの創設に取り組んだ結果、県内の2団体が「地域DMO」として、(公社)三重県観光連盟が「地域連携DMO」として日本版DMO候補法人に登録されました。(観光誘客課)</p> <p>(3) ファミトリップ受入(54件)、旅行博出展(23件)、現地代理人による営業(フランスでのセミナー開催、台湾からのインセンティブツアー送客)などを実施しました。SNSを活用した情報発信では、フェイスブックで42件の発信を行ったほか、インスタグラムでは平成29年6月のアカウント開設以降3言語で約7,000人のフォロワーを獲得しました。また、国内初となる「IAGTO第1回日本ゴルフツーリズムコンベンション」の県内開催が決定しました。(海外誘客課)</p> <p>(4) 平成29年の国際会議開催件数は目標値4件を上回る8件でした。また、鳥羽マリンターミナルや鳥羽市立海の博物館等「ユニークベニュー(特色ある会場)」をレセプションで活用しました。(MICE誘致推進監)</p>
<p>平成30年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き「みえ観光の産業化推進委員会」を中心に、様々なマーケティングデータを積極的に活用しつつ、大都市圏等からの誘客及び宿泊を促進するプロモーションを展開します。交通事業者や大都市圏の旅行会社等と連携し、発地での情報発信や誘客促進の取組を展開するとともに、着地での周遊促進と消費喚起・拡大を図るため、みえ食旅パスポートの利用促進に取り組みます。併せて、県内各地の持続的な観光地域づくりを支援するため、全県DMOにおけるデジタルマーケティング機能と広域プロモーション機能の強化に取り組むとともに、客船寄港に伴う県内各地への周遊促進など広域的な受入体制の充実・強化に努めます。(観光誘客課)</p> <p>(2) 外国人旅行者の動向やニーズを把握するため、外国人旅行者を対象に実態調査を実施します。(観光政策課)</p> <p>(3) 日本を訪れる外国人旅行者のFIT化や旅行ニーズの多様化、地域の特色を生かした体験型観光への需要の高まりに対応するため、SNSを活用したキャンペーンの実施や外国人向け体験プログラムの流通促進を図ります。また、日台観光サミットの三重県開催から5周年を機に、三重県と台湾との関係を強化し、本県の認知度向上及び誘客促進を図ります。ゴルフツーリズムについては「IAGTO第1回日本ゴルフツーリズムコンベンション」県内開催の好機を生かし、ゴルフをテーマにしたプロモーションを展開します。(海外誘客課)</p> <p>(4) 県外へのセールスをより強化するとともに、補助制度を効果的に活用し、首都圏などで開催されている国際会議の三重県への誘致に取り組みます。また、ユニークベニューの活用にもさらに積極的に取り組みます。(MICE誘致推進監)</p>